第三条の十八第四項中「第五条の二第一項第一号ロ」を「第五条の二第一項第二号イ」に、「同条第一項第二号ロ」を「同号ロ」に改め、同項第三号中「この項、第六項及び第七項」を「この条」に、「同条第一項」を「同項」に改め、同項第四号中「第十八項第二号」を「第四十項第二号」に改め、同条第五項中「第三条第七項及び第八項」を「第三条第五項及び第六項」に、「同条第七項及び第八項」を「同条第五項及び第六項」に、「第十四項第一号」を「第二十二項第一号」に、「振替国債非課税適用申告書又は振替地方債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に、「第五条の二第十五項又は第十六項」を「第五条の二第二十一項又は第二十二項」に、「第十四項第五号」を「第二十二項第五号」に、「第十四項第四号」を「第二十二項第四号」に改め、同条第六項中「第三条第九項及び第十一項」を「第三条第七項及び第九項」に改め、同項第二号中「第三条第九項又は第十一項」を「第三条第七項又は第九項」に改め、同条第七項中「第三条第十項において準用する同条第九項及び同条第十二項において準用する同条第十一項」を「第三条第八項において準用する同条第七項及び同条第十項において準用する同条第九項」に改め、同項第二号中「第三条第十項」を「第三条第八項」に、「同条第九項」を「同条第七項」に、「同条第十二項」を「同条第十項」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に改め、同条第八項中「第三条第十四項」を「第三条第十二項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同条第九項中「第三条第十四項」を「第三条第十二項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　税務署長が、法第五条の二の規定に基づく措置を適正に実施しているかどうかを確認するために必要と認められる書類の提出を求めた場合に、遅滞なくこれを提出することを約する書類

第三条の十八第九項第二号中「振替国債非課税適用申告書又は振替地方債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に、「第五条の二第九項」を「第五条の二第十一項」に改め、同条第十項及び第十一項を次のように改める。

10　施行令第三条第十九項第二号イに規定する財務省令で定める振替国債は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める振替国債とする。

一　非居住者又は外国法人（次号に掲げる者を除く。）　その者が振替記載等を受けていた振替国債（その利子につき法第五条の二第一項の規定の適用があるものに限る。）

二　非居住者又は外国法人で法第八条第一項に規定する金融機関又は同条第二項に規定する金融商品取引業者等に該当する者　その者が振替記載等を受けていた振替国債

11　施行令第三条第十九項第二号ロ及び第二十項第二号ロに規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第三条第十九項第二号ロに規定する前所有者又は同条第二十項第二号ロに規定する前所有者が同条第十九項第二号ロに規定する振替国債又は同条第二十項第二号ロに規定する振替地方債の振替記載等を受けた特定振替機関等又は適格外国仲介業者の名称

二　前号に規定する前所有者の同号に規定する振替国債又は振替地方債が施行令第三条第十九項第二号イ又は第二十項第二号イに掲げる要件を満たす振替国債又は振替地方債であることを証する事項

三　その他参考となるべき事項

第三条の十八第十九項から第二十五項までを削り、同条第十八項中「第五条の二第十五項第三号及び第十六項第三号」を「第五条の二第二十一項第三号及び第二十二項第三号」に改め、同項第一号中「第五条の二第十五項第三号」を「第五条の二第二十一項第三号」に、「同条第十六項第三号」を「同条第二十二項第三号」に、「同条第十五項第三号」を「同条第二十一項第三号」に改め、「特定振替機関等」の下に「又は適格外国仲介業者」を加え、「（当該振替国債又は振替地方債が適格外国仲介業者から振替記載等を受けたものである場合には、当該適格外国仲介業者の名称を含む。）」を削り、同項第三号中「第五条の二第十五項又は第十六項」を「第五条の二第二十一項又は第二十二項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第十七項中「第三条第二十八項」を「第三条第二十七項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同項の次に次の十三項を加える。

27　法第五条の二第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五条の二第九項に規定する非課税区分口座又は同条第十項に規定する非課税区分口座の設定を受けようとする者の氏名又は名称（これらの非課税区分口座の設定を受けようとする者が適格外国証券投資信託の受託者である場合にあつては、当該受託者の氏名又は名称及びその受託をした各適格外国証券投資信託のそれぞれの名称）及び住所等

二　法第五条の二第九項に規定する非課税区分口座又は同条第十項に規定する非課税区分口座の設定をする適格外国仲介業者の特定国外営業所等の名称及び所在地

28　施行令第三条第二十九項に規定する財務省令で定める事項は、同条第三十四項の規定により作成した非課税適用申告書の写し（これに準ずるものを含む。）に記載された当該非課税適用申告書を提出した者の氏名又は名称（当該非課税適用申告書を提出した者が適格外国証券投資信託の受託者である場合にあつては、当該受託者の氏名又は名称及びその受託をした各適格外国証券投資信託のそれぞれの名称）及び住所等（異動申告書が提出された場合にあつては、同項の規定により作成した異動申告書の写し（これに準ずるものを含む。）に記載された当該異動申告書を提出した者の氏名又は名称及び住所等）並びに適格外国仲介業者の特定国外営業所等の名称及び所在地とする。

29　施行令第三条第三十項に規定する非課税適用申告書等の写しに記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第三条第三十項の規定による通知をした年月日及びその通知の内容

二　その他参考となるべき事項

30　適格口座管理機関は、施行令第三条第三十四項の規定により作成した同項に規定する非課税適用申告書等の写し（以下この項において「非課税適用申告書等の写し」という。）を、非課税適用申告書又は異動申告書に係る非課税適用申告書等の写しにあつては各人別に、法第五条の二第九項に規定する書類又は同条第十項に規定する書類に係る非課税適用申告書等の写しにあつては振替国債又は振替地方債の銘柄及び支払期ごとに整理し、これらの写しに係る施行令第三条第三十四項に規定する非課税適用申告書等を受理した日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

31　施行令第三条第三十五項に規定する財務省令で定めるものは、第二十五項に規定する電子情報処理組織その他情報通信の技術を利用する方法とする。

32　適格口座管理機関は、その受けた施行令第三条第二十八項の規定による通知が書面による方法で行われた場合にはその受理した書面を当該受理した日の属する年の翌年から五年間保存し、その受けた同項の規定による通知が同条第三十五項に規定する方法で行われた場合には同条第三十六項の規定により作成した書面又はマイクロフィルムを当該通知を受けた日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

33　施行令第三条第三十六項に規定する財務省令で定めるものは、第二十五項に規定する入出力装置とする。

34　施行令第三条第三十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第三条第三十七項に規定する申請書を提出する者の営業所等（法第五条の二第五項第八号に規定する外国間接口座管理機関が振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けることとなるものに限る。）の所在地

二　その他参考となるべき事項

35　法第五条の二第十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五条の二第十九項に規定する通知をする適格外国仲介業者の特定国外営業所等の名称及び所在地

二　法第五条の二第九項に規定する非課税区分口座又は同条第十項に規定する非課税区分口座の設定を受けている者の氏名又は名称（これらの非課税区分口座の設定を受けている者が適格外国証券投資信託の受託者である場合にあつては、当該受託者の氏名又は名称及びその受託をした各適格外国証券投資信託のそれぞれの名称）及び住所等